

## 第6章 史跡の保存管理

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### 1 土地所有の状況

現在の熊本市内の国史跡指定地は全て公有地であるが、指定地に囲まれている範囲には未指定の民有地が存在する。また、史跡指定地に近接する民有地も未指定地であるが、これまでの調査で遺構が良好に残存していることが判明している。景観に関わる範囲の土地も、現状はミカン畑や竹林、雑木林等の民有地である。国史跡指定地以外では、七本官軍墓地と明德官軍墓地は国有地で熊本市が無償貸付を受けている。七本柿木台場薩軍墓地は市有地、寄鶴官軍墓地は民有地である。

近代戦争は小銃や大砲などの銃火器が多用されているため、その影響範囲は広域であると考えられるが、現在の国史跡指定地は西南戦争の影響を受けた範囲のごく一部にすぎない。そのため、戦争の実態をよりよく理解するためには現在の指定地より広範囲の調査研究が必要であり、その成果をもとに遺構や遺物を適切に保存するため、将来的な史跡の追加指定や公有地化も視野に入れておく必要がある。

#### 2 指定地内の状況

##### ○田原坂本道（一の坂、二の坂、三の坂）

市道として地域住民の生活と密接に関与しており、日常の管理は熊本市が実施している。道路幅は普通自動車がかろうじてすれ違える程度であり、西南戦争当時から若干拡張されてはいるものの、おおよそ当時の地形と景観を留めている。路面は既に舗装がなされているため日常の利用で遺構に影響を与えることはないが、指定地の一部には水道管が埋設されており、今後は経年劣化等による埋設管の取り換え工事が発生する可能性がある。

道路の両側には住宅、雑木林、ミカン畑などが広がり、いずれも民有地である。しかし道路との境界（法面）付近に生えた雑木等が通行に影響を与えると判断された場合には地元の同意のもとで熊本市が伐採や枝打ちを実施しており、今後もその状況は続くと思われる。前述したように道路に近接している民有地の一部では過去に調査を実施しており、遺構や遺物の残存が確認されているが、それ以外の近隣地については現時点では文献調査や聞き取り調査等による範囲の把握を実施したのみであり、考古学的な調査には至っていない。今後は地域住民への周知とさらなる調査研究が必要である。

##### ○田原坂公園

都市公園として熊本市が管理しており、敷地の北半分が国史跡指定地である。指定地内には指定以前に建立された「崇烈碑」や「西南役戦没者慰霊之碑」「美少年像」、地元ゆかりの文学者の文学碑などが所在する。市管理の公園であるため開発行為などのリスクは極めて低いが、公園設備などの改修・更新・撤去などによる現状変更は常に起り得る。近年では便益施設の改修や来訪者の安全対策としての転落防止柵などの設置を実施しており、いずれも既存の掘削範囲でおさめるか、コンクリート工作物の上に設置するなどの方法で対応し、遺構への影響を最小限に抑えている。また、史跡の活用のために整備した看板等の老朽化が課題となっており、地域住民からの建替え・撤去な

どの要望への早急な対応が求められているため、それに伴う現状変更が発生する可能性がある。

「西南役戦没者慰霊之碑」は建立から60年以上が経過しており、経年劣化が懸念されている。碑の背後に立つ戦没者銘板も遺族や関係者からの情報提供により、人名の間違いや戦没者名の追加などに伴う銘板更新の要望が続いている。今後、維持のためのメンテナンスや、最新情報に基づいた銘板の更新・改修が必要である。

公園内から玉東町二俣台地方面を望む斜面地には、サクラやツツジが植樹されている。近年、サクラの生育によって展望台からの景観が阻害されたため、枝打ちを実施しており、西南戦争の顕彰や公園整備のために植樹されたものであっても景観阻害や枯死倒木、折枝による危険防止のためには枝打ちや伐採などの対応が必要となる。

さらに、近年は公園内や近隣地にイノシシが出没して来訪者と遭遇する事例が続いている。現在までに人的被害や史跡毀損等は発生していないが、今後は獣害や周辺への影響などが予想されるため、対策が必要である。

#### ○豊岡の眼鏡橋

平成17年(2005)まで車両が通行していたという履歴から、過去に幾度となく修繕・改変がなされている(現在は車両通行禁止)。特に壁石は竣工時代からの残存が少なく、新石による補修が多い。橋上部(路面)は昭和35年(1960)にコンクリート施工によって改変され、橋の中央部は約55cmのかさ上げがなされている。全体的に石材の亀裂が無数に存在し、折損も多く、輪石は左岸側ではアーチが下方にたわんでおり本来の優美な円弧を描いていない。竣工当時の親柱や欄干は現存せず、部材等も残存していない。今後、橋本体の修理を検討する必要があり、修理に先立つ調査研究が必要になる。

橋の北側で接続している里道は、西南戦争当時の道幅を維持して隣接する玉東町へと続いている。このことは政府軍の進軍路の様相を如実に残していると考えられ、橋本体と里道と一体となった保存が重要であると考えられる。この北側里道の保存のためには地域住民の理解と協力が不可欠であるため、今後はより一層の周知啓発が必要である。

### 3 指定地外の状況

#### ○田原坂および田原坂公園近接地

前述のとおり、田原坂および田原坂公園の近接地では聞き取り調査、金属探査、発掘調査等を実施し、西南戦争に関連する遺構・遺物の存在を確認している。現時点では、各調査地は民有地であり、神社境内地や耕作地、雑種地などの土地利用がなされている。神社境内地は氏子の方々により管理されているため、掘削や土地の変形を伴うような大きな改変等の可能性は低いが、将来的には社殿や鳥居の修理・建替えなどが発生する可能性があり、注意が必要である。耕作地は、その利用によって大きな土地の改変がなされなかったという利点がある一方で、耕作により遺物が原位置から移動している点が指摘されており、遺構も耕作による影響を多少なりとも受けているものと思われる。また、田原坂周辺には都市計画法第34条11号「市街化調整区域内の「指定された既存集落(区域指定)」において、都道府県等の条例に基づき、原則として誰でも自己用住宅や店舗などの建築・開発を可能にする制度」の区域が広がっており、条件さえ合えば開発が可能な区域になっているた

め、注意が必要である。

#### ○七本官軍墓地

墓地および都市公園として熊本市が管理している。西南戦争当時は土葬のため、地下に埋葬遺構が遺されている可能性があり、現状を維持することで保存する。墓石は明治11年(1878)に明治政府により整備されたもので、多くが天草下浦石(砂岩)製であり、経年劣化に加え平成28年熊本地震や人為的な倒壊行為などにより毀損が激しいものも存在する。毀損墓石は位置を記録した上で石片を回収し、熊本市の文化財収蔵庫で保管している。墓石の毀損の大半は人為的な倒壊によるものが原因であるため、今後同様の毀損を発生させないためにも対策が必須である。また、実生から生育したと思われる樹木の根が墓石を押し上げている範囲があり、地下遺構にも影響を与えている可能性があるため対策が必要である。

#### ○明德官軍墓地

墓地として熊本市が管理している。七本官軍墓地と同様に、地下に埋葬遺構が遺されている可能性がある。墓石は明治11年(1878)に明治政府により整備されたとされるが、石材は島崎石(安山岩)製で、七本官軍墓地とは異なる。122基の墓石が現存しているが、本来は123基であり軍夫墓1基を亡失する。軍夫墓には配置が移動しているものもあり、小さな地藏立像1体が付加されている。旧配置図や昭和30～40年代頃の写真と比較すると、現況は敷地北側が1.5～2.0m程度狭くなっており、これは北面する道路拡幅に伴うものと推察される。これにより昭和30～40年代に土坡であった北面の壁もコンクリート擁壁に変わっている。北面道路の拡幅に伴うものと推察する。それ以外の3面の壁は建設当時のものである可能性がある。熊本県指定史跡となった昭和52年(1977)以降は、擬木柵への変更と史跡標柱、説明板の設置を除いて大きな改変はない。墓石は平成28年熊本地震の影響で14基の毀損が確認され、平成29年(2017)3月に修復作業を実施している。10年が経過した現在も修復箇所の劣化は認められていない。

#### ○寄鶴官軍墓地

墓地として地元住民により管理がなされている。埋葬者個々の墓石はなく、敷地中央に「軍夫三十名之墓」と刻まれた安山岩製の墓石が1基存在し、その周囲に凝灰岩製の板石と安山岩製の縁石による敷石が施される。敷地の外縁はコンクリート柱と鉄製鎖で区画され、墓地の正面(南側)に「明治十年之役戦死者墳墓地」と刻まれた標柱が建つ。

#### ○七本柿木台場薩軍墓地

都市公園として熊本市が管理している。敷地の入口には平成11年(1999)寄贈の1対の灯籠が並び、敷地の中央やや北西寄りに「西南役薩軍戦没者墓碑」と正面に刻まれた石碑と「熊本縣士 明治十丑年三月十五日 於七本原戦死 外三百三名戦死之墓」と側面に刻まれた墓石が存在する。敷地の北西端付近には霜林熊本俳句会による詩碑(自然石)が2基、北東端には「熊本諸隊奮戦之處」と刻まれた石碑が1基存在する。

当地は明治11年(1878)に地域住民の方々の手により戦死者の埋葬と墓標の建立がなされ、周

辺の地域の墓地とは区別されていた。その後は明治15年（1882）建立の小さな墓碑が1基のみが存在していたという。平成2年（1990）に墓地公園として整備され、都市公園に位置づけられた。地下遺構に関しては、明治16年（1883）の七回忌を期に遺族有志の手により遺骨の回収がなされており、残存状況は不明である。

敷地は周辺の土地より一段高くなっているが、これは北隣接地付近が昭和59年（1984）の工事等に伴い1m近く削平されていることに由来する。それ以外は、当地は公園化が進んではいるものの土地の大きな改変はないと考えられる。今後も大きな開発等の可能性は低いが、公園整備の一環としてベンチや駐車場等の便益施設の改修・更新が実施される可能性がある。

## 第2節 保存管理の方法

史跡の本質的価値を確実に保存・継承し、より明確にしていくための保存管理の方法について検討する。本質的価値と密接に関連する要素については、本質的価値と同等の取り扱いにより保存管理を行う。また、国史跡指定地以外で西南戦争に関する要素を有する文化財や、顕彰・周知啓発等を目的として設置された記念碑などを整理し、西南戦争と密接に関連するもので保存が必要と判断したものについては対策を講じる。

### 1 指定地内

#### ○田原坂本道（一の坂、二の坂、三の坂）

国史跡指定地内は、引き続き遺構、地形、景観を保存する。近接地（後述）は調査研究を進め、「田原坂の戦い」ひいては西南戦争全体の実態を歴史のおよび学術的に裏付ける資料が得られた場合には、本質的価値である要素を保存するために史跡への追加指定を検討する。

#### ○田原坂公園

国史跡指定地内は、引き続き遺構・地形を保存する。景観に関しては、西南戦争当時と同様に玉東町二俣台地への展望が確保できるよう、周囲の民有地の所有者に協力を得るための啓発に努める。あわせて、公園内に生育している樹木は景観を保全し安全を確保するために適切な管理を行う。新たな植樹については原則指定地外で実施することとし、過去に顕彰のために植樹され現在指定地内に所在する樹木（サクラ、ツツジなど）をやむを得ない理由で伐採した場合は、基本的に補植は行わず、ひこばえを育成する。

「西南役戦没者慰霊之碑」については、劣化箇所の特定と修理方法の検討を実施する。戦没者銘板は遺族関係者等から提供された情報を精査し、最新研究と照合したのちに定期的な改修を行う。

#### ○豊岡の眼鏡橋

橋は本体を適切に保存できるよう管理し、石材の修理や橋の復元方法に関しては調査研究を実施する。北側里道に対してはその価値や保存について地域住民の協力を得られるよう啓発に努め、将来にわたり適切に保存されるように検討する。

## 2 指定地外

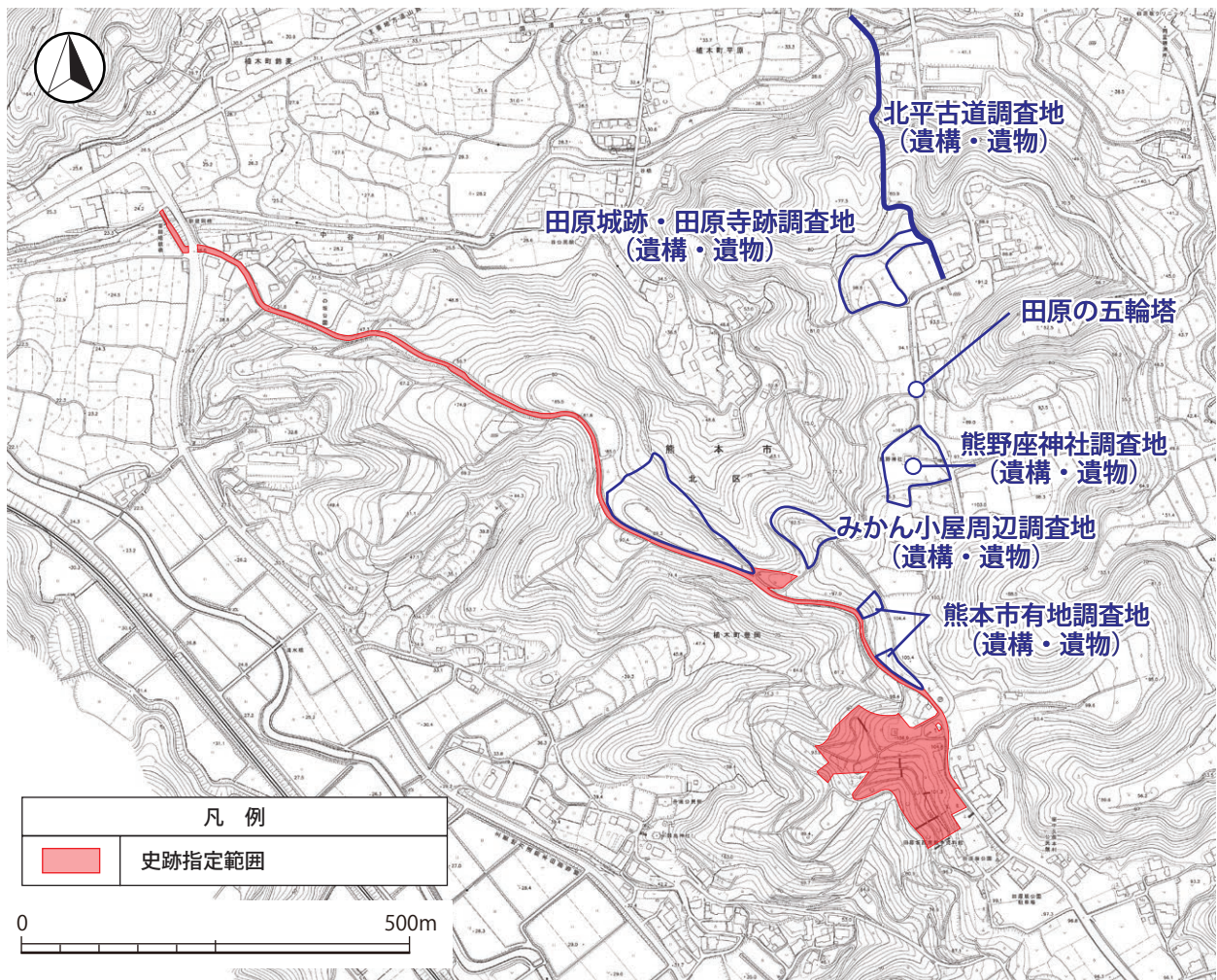
## ○田原坂および田原坂公園近接地

田原坂と田原坂公園の近接地には、未指定ながら発掘調査により遺構や遺物が発見されている土地が存在する。各調査地では西南戦争における「田原坂の戦い」の実態を解明しうる発見があり、今後も追加指定を視野に入れた調査研究と保存管理が必要不可欠である。具体的な調査地とその成果は、表□に示す。

表■ 田原坂および田原坂公園近接地の調査結果

調査地	調査結果
北平古道調査地	豊岡台地の北端に位置する、山鹿方面と植木田原方面をつなぐ重要な脇往還の一部であり、道南端で田原坂本道（三池往還、豊前街道高瀬道）と合流する。北平古道と田原坂本道の合流地点である三の坂頂部一帯は、戦略上重要な場所として激戦が繰り広げられた。坂上にある「豊岡尋常小学校跡地」は西郷軍の陣地になったと言われ、薬莖や小銃弾などの遺物も多く分布している。地形は近年少し拡張されているとのことであるが、丘陵斜面を掘り抜いた凹道という状況は西南戦争当時の様相を留めていると考えられる。
田原城・田原寺跡調査地	周知の埋蔵文化財包蔵地「田原城跡」・「田原寺跡」の範囲に含まれる。遺跡の主な時代は平安時代と中世である。北平古道の南西側に位置し、「豊岡尋常小学校跡地」と相対して北平古道を挟むような配置となる。全域にわたる造成により西南戦争に関連する遺構は見つかっていないが、薬莖や小銃弾などの遺物は多数出土している。本調査地は立地や地形、遺物の分布から判断して、北方、東方、西方からの攻撃に対応した重要陣地であったと考えられる。
みかん小屋調査地	ミカン畑として旧地形が造成改変されており、現状で多くの段々畑を確認することができる。付近も同様に多くの場所でミカン畑として階段状に造成されている。調査地全体に遺物が分布し、特に集中する箇所は認められないことから、遺物は原位置から移動している可能性がある。立地と遺物分布状況から判断して、後述する本道二ノ坂調査地と対峙する場所に位置し、距離が約250mと近いことから、谷村計介碑調査地とともに政府軍二ノ坂砲台や歩兵陣地の攻撃のために設けられた場所であった可能性を推定する。
本道二ノ坂調査地	田原坂本道二の坂中央部北側に隣接する民有地であり、東隣接地には「谷村計介戦死之地碑」が位置する。地形自体は当時から大きな変化はないと考えられる。坂下から見ると最高所の手前まで敵方に自身の姿を暴露しえない防御陣地になりうる斜面地であり、当地から東方は敵が視認できる地形になっている。両軍衝突の最前線の一つと考えられる。金属探知機による遺物分布調査と地表面の観察および遺物測点測量、地形測量を実施した結果、塹壕らしき溝状凹地や遺物が調査地全体に分布すること、部分的に遺物の集中箇所が存在すること、地表面や地形の形状と遺物分布状況が関係することを確認でき、戦場遺跡を理解しうる成果を得ることができた。
熊本市有地（北）および（南）調査地	田原坂本道北側に接する台地の斜面であり、中間に未調査地を挟み隣接する。本道二ノ坂調査地や谷村計介碑調査地に連なる場所であり、三の坂激戦地の中心部にあたる。東側は平坦に削平されており、聞き取り調査によると明治時代後期の田原西部尋常小学校の開校時に造成削平されたとのことである。四斤砲弾片が多く出土しており、玉東町側の瓜生田砲台からの激しい砲撃にさらされていたことが推察できる。東側の高地に重要陣地の存在を想定することができる重要な調査地である。

<p>田原熊野座神社と田原の五輪塔</p>	<p>西南戦争以降、大きな土地改変はなされておらず、保存状態の良い遺物が多数出土している。陣地跡と思しき遺構も確認されており、境内にあった杉木からは銃弾が発見されている。西南戦争後に再建されたとされる社殿には境内地や田原坂近隣に群生していた樹木由来の木材が使用されたと考えられ、社殿背面や天井等に多数の弾痕が確認できる。これらの調査結果は当該神社および近隣地が西南戦争における「田原坂の戦い」で展開された銃撃戦の実態について示す良好な資料であると考えられ、社殿および境内地に対する適切な保存管理が必要である。</p> <p>田原の五輪塔（熊本市指定有形文化財）は、田原熊野座神社に近い北側の畑地縁辺に所在する。本塔には28カ所の弾痕を確認することができ、豊岡台地北東部における戦闘の痕跡と考えられる。聞き取り調査では塔の現在地は近年移動したものであり、以前は畑地の中央付近に存在し、西南戦争当時はその位置であった可能性が高いとのことである。そのため、現時点では各弾痕の射出方向の想定は不明である。しかし、それ以外の弾痕調査や文献記録などにより具体的な戦況の復元ができる可能性はあり、当地の歴史的価値と有用性は高いと考えられる。</p>
-----------------------	---



図■ 田原坂周辺の調査位置図

#### ○七本官軍墓地

墓石は石材の劣化や毀損を防ぐために、現地保存が困難なものや毀損が顕著なものは保存および修復に向けた調査を目的として現地から回収して収蔵庫へ保管し、現地には一時的に複製品を据え置くなどの応急処置を実施している。砂岩製の墓石は修復が困難であるため、将来にわたる保存管理に資する早急な対策を講じる必要がある。あわせて、人為的な毀損を防ぐための防犯対策も実施する。

#### ○明德官軍墓地

現況は明治11年(1878)とされる竣工当時から幾度か改変を経たものと考えられるが、今後も現況の通りに適切に保存していくことが必要である。近年は慰霊のために植樹された複数のサクラ(植樹時期は不明)のうち枯死した1本に対して熊本市が地際より上で伐採したという経緯があり、今後も保存管理に向けた対応に関して注意が必要である。

#### ○寄鶴官軍墓地

現況は大正10年(1921)に再建されたものであり、建設当初の姿は現時点では不明である。しかし、敷地全面に敷かれた凝灰岩製板石と安山岩製縁石による敷石は建設当時の敷地を表していると考えられる。現況での保存管理を継続しつつ、今後は調査研究を実施していく必要がある。

#### ○七本柿木台場薩軍墓地

目視できうる範囲においては台場の面影は既になく、墓地として現代に設置された石碑と墓石が残るのみである。埋葬遺体は遺族の手で過去に回収されたとの記録があることから、遺骨の残存は稀薄であることが予測されるが、それ以外の地下遺構の残存状況については不明である。すでに公園として整備されていることから、現況での保存管理を継続しつつ、今後は発掘調査を含めた調査研究を検討していく必要がある。

### 第3節 現状変更等の取り扱い

史跡指定地は基本的に現状のまま保存されることが望ましいが、指定地のうちの各所は現況において道路や都市公園として市民の生活に供しており、その管理者が実施する管理や活用のための整備などで、現状変更等が必要となる場合が生じうる。

#### 1 法令等による規定

国指定史跡の範囲内に関しては、文化財保護法第125条の規定により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。

また、熊本県指定史跡である七本官軍墓地、明德官軍墓地、寄鶴官軍墓地は、熊本県文化財保護条例第39条「県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない」と規定されている。いずれにおいてもこれらの規定に基づき手続きを実施していく必要がある。

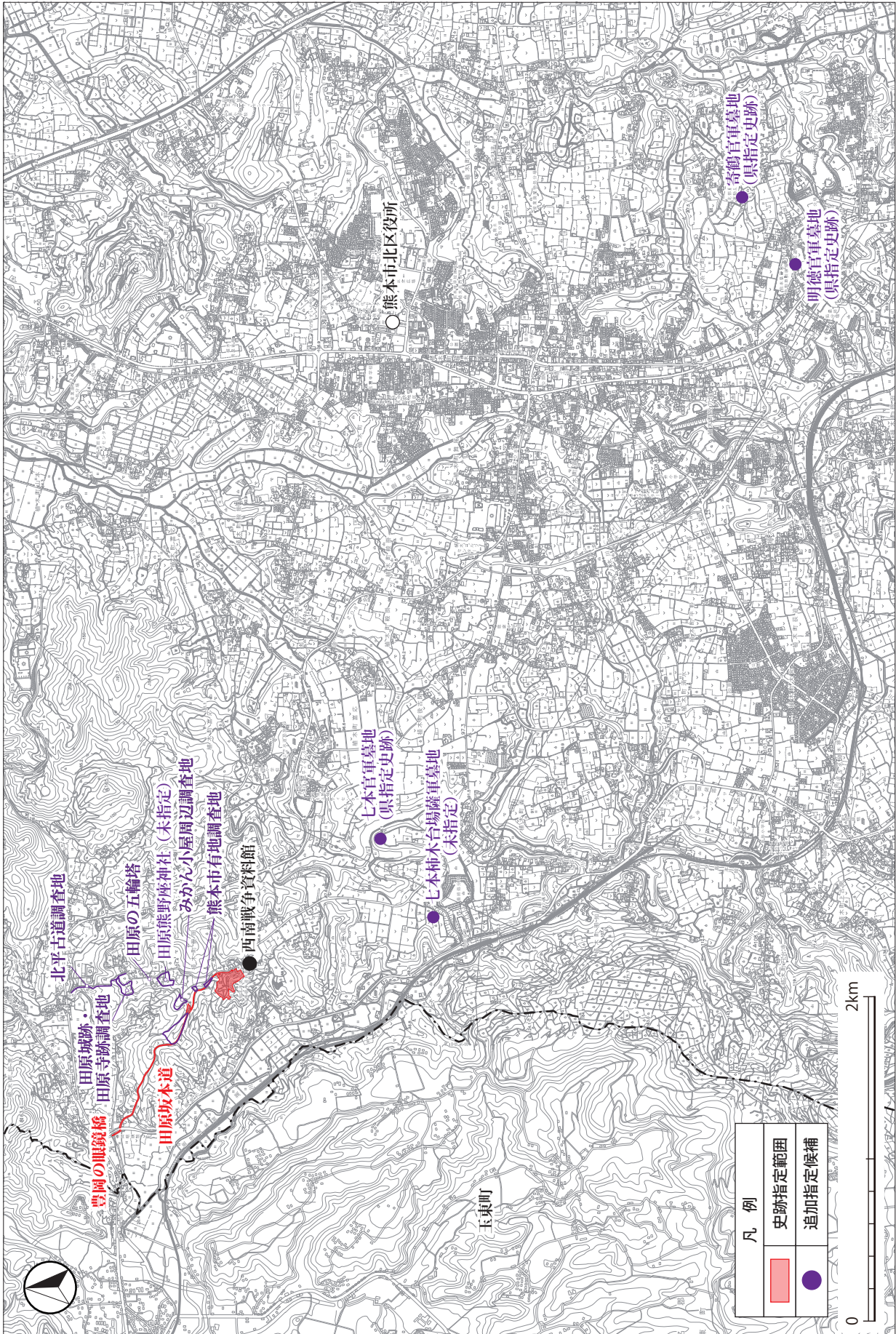
## 2 現状変更等の取扱基準

- ①次の場合は原則として現状変更を認めない。
  - ・遺構の保存に影響を及ぼす行為
  - ・遺構に達する地形変更
  - ・史跡の価値や景観を害する行為
- ②現状変更を認める場合は、以下の取扱いを原則とする。
  - ・遺構の保存を前提として実施する
  - ・史跡の価値や景観を損なうことなく実施する
  - ・土地の掘削等を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査の実施または熊本市文化財担当部門の立会いを要する。なお、本計画に定める事項にそぐわない場合には、現状変更行為の内容を変更するよう依頼する場合がある
  - ・許可後、現状変更の内容及び期間等を変更する場合、または不測の事態に際しては、直ちに熊本市文化財担当部門との協議を図る
- ③その他の留意点としては、以下の取扱いを原則とする。
  - ・現状変更を行うものは、必ず熊本市文化財担当部門との事前協議を実施する。史跡指定地内における行為に関しては「文化財保護法」のほか、「道路法」「都市公園法」等の関連する各種法令の範囲内で実施する
  - ・災害等に伴う応急措置や緊急対策については、熊本市文化財担当部門への通知を前提として現状変更等の許可申請を要しない  
但し、恒久的措置や大規模な人為的行為についてはこの限りではない
  - ・現状変更の取り扱いについて、私有地や国有地、他財産と関わる場合は、地権者や近隣住民等、関係者との調整・協議を図るものとする
  - ・指定地外の地域については現状変更等許可申請を要しないが、周知の埋蔵文化財包蔵地内で何らかの行為を行う場合は、「文化財保護法」に定める対応が必要である
  - ・指定地外であるが西南戦争遺跡に関連する遺物・遺構が発見されている場所で何らかの行為を行う場合は、熊本市文化財担当部門と事前協議を実施すること

### 第4節 追加指定

国指定史跡の追加指定については、聞き取り調査、文献調査、発掘調査の成果等から、遺構・遺物が残存する範囲を想定して実施することとする（図〇参照）。

また、熊本県指定史跡である七本官軍墓地、明德官軍墓地、寄鶴官軍墓地は、西南戦争における「田原坂の戦い」のみではなく、「向坂の戦い」などを含めた西南戦争全体の実態を知る上で欠かせない要素である。これらの本質的価値の保存に関しても西南戦争遺跡の調査研究の上で必要不可欠であることから、国指定史跡への追加指定を検討する。



図■ 追加指定想定地の図

